

あったかプランみよし

第4期みよし市地域福祉計画

計画期間 令和3年度～令和8年度

1 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

第3期計画期間中、国は平成28年6月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年公表)の内容を受け、「地域共生社会の実現」を盛り込んだ「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。その後、地域共生社会の実現に向けて、同年7月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置、10月に「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」の設置及び検討が進められてきました。

こうしたプロセスを経て、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正されました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、「地域福祉計画」の充実にあたって、地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定めること、「地域福祉計画」を上位計画として位置づけることも示されています。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、市民のニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の評価、見直しを行います。



2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉とは、地域にある様々な問題や課題を、地域住民等が地域社会の一員として、それぞれの役割を理解し、ともに考え、行動し、支え合いながら、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて取り組む考え方です。

第3期計画までは、「地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本目標として、地域住民一人ひとりが個人として尊重され、自立して、豊かで安心して暮らせる地域社会の形成をめざし、地域を構成する様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、「協働」のもとに地域福祉を推進してきました。

一方、その間もわが国の少子高齢化や家族構成の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所付き合いの希薄化などにより、制度の狭間の問題や、複合的な課題を抱える世帯の問題が増えており、既存の制度では解決が難しい状況がみられます。本市においては、福祉サービスへの期待が高まる中、相談件数も増加し、気軽に助けを求めることができる環境づくりを進めていますが、今後は地域住民の複雑多様化するニーズに対応するための、地域住民を含めた様々な主体の参加・協働による包括的な支援体制の構築が求められています。

このことから、本計画においては、第1期計画から掲げられている基本目標の趣旨を継承しつつ、人々の暮らしや社会構造の変化を捉えながら計画を推進していく観点から、基本理念を「地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり」と掲げ、地域住民同士が支え合い、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域を共に創る「地域共生社会」の実現をめざします。

基本理念

地域住民が互いに思いやり、支え合い、

誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり



2 計画の体系

《基本理念》

誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり
 地域住民が互いに思いやり、支え合い、

《基本目標》

1 基本目標

地域住民等が共に助け合い、
支え合う環境(関係)づくり

○○○ 地域住民の福祉意識の高揚 ○○○

2 基本目標

誰もが必要な福祉サービスを利用できる体制づくり

○○○ 地域福祉ネットワークの強化 ○○○

3 基本目標

地域福祉の活動に積極的に
関わる担い手づくり

○○○ 多様な主体の参加促進 ○○○

4 基本目標

地域福祉の推進に向けた
仕組みづくり

○○○ 地域共生社会の基盤整備 ○○○

《施策の方向性》

- 1 地域福祉に対する意識の醸成
- 2 地域住民等の交流・支え合い活動の推進
- 3 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進
- 4 ボランティア・NPO・企業・社会福祉法人等の活動促進

- 1 各分野における相談支援体制の整備
- 2 地域における福祉ネットワークの形成
- 3 誰もが働きやすい就業環境の整備
- 4 生活困窮者への支援
- 5 ひきこもりに対する支援

- 1 福祉教育の推進
- 2 地域福祉を担う人材の確保・育成
- 3 専門人材の確保・育成
- 4 福祉事業所の体制強化
- 5 生涯学習の推進

- 1 包括的な相談支援体制の整備
- 2 多機関協働の促進
- 3 地域における活動場所の提供
- 4 成年後見支援・日常生活自立支援の充実
- 5 再犯防止に向けた取組

3 基本施策の展開



基本目標

地域住民等が共に助け合い、
支え合う環境(関係)づくり

○○○ 地域住民の福祉意識の高揚 ○○○

施策

1 地域福祉に対する意識の醸成

地域福祉に関する様々な学習の機会を提供するとともに、地域活動に対する意識啓発に努め、地域住民の福祉への意識の向上を図ります。

施策

2 地域住民等の交流・支え合い活動の推進

世代や障がいの有無を超えた交流機会を設けるとともに、同じ目的や立場の人が集い、話し合うことのできる場と機会を提供することで、地域住民の交流を促進し、地域のつながりを構築します。

また、各地域における組織などに地域住民が積極的に参加し、活動がより活発なものとなる仕組みづくりに対して支援するとともに地域福祉活動に関する地域住民の意見を取り入れ、地域での支え合い活動を促進します。

施策

3 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

日頃の見守りや支え合い活動を広めることで、要配慮者を把握し、災害時等に支援できる体制を築いていくとともに、関係機関と連携し、地域住民の防災・防犯への意識啓発や避難場所の周知、地域における自主防災・防犯組織の充実を図ります。さらに、地域や福祉施設等との連携による支援体制の構築を図っていきます。

施策

4 ボランティア・NPO・企業・社会福祉法人の活動促進

市民活動センターやボランティアセンター(社会福祉協議会)に対して、ボランティアやNPOの情報発信や利用者とのコーディネートなどを依頼します。

また、企業や市内の社会福祉法人とも連携し、講習会を開催したり、交流の場を設けるなど、ボランティアに参加したい人とボランティアを受けたい人の調整を図ります。



2 基本目標

誰もが必要な福祉サービスを利用できる体制づくり

◎◎◎ 地域福祉ネットワークの強化 ◎◎◎

施策

1

各分野における相談支援体制の整備

広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して、相談窓口や福祉サービスについての情報発信を行うなど周知に努めます。

地域住民から寄せられた相談には、関係機関との連携により柔軟、迅速かつ的確に問題が解決できるよう、相談支援体制を整備、充実し、必要な支援につなげていきます。

施策

2

地域における福祉ネットワークの形成

高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、対象ごとの福祉ネットワークを構築、整備し、社会福祉法人など専門職・専門機関の支援を調整しながら、地域住民同士が地域課題を共有することへの動機付けや関心・意識の向上を図ります。

施策

3

誰もが働きやすい就業環境の整備

関係機関・団体や企業などと連携して、就労意欲のある高齢者や障がいのある人の雇用促進に向けた取組を実施します。

また、男女が共に仕事と子育てを両立できるよう、雇用環境や保育環境の整備を進めます。

施策

4

生活困窮者への支援

経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援など、地域や関係各課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

施策

5

ひきこもりに対する支援

ひきこもりについての相談窓口を設置し、その周知を図るとともに、ひきこもりの状態にある本人または家族からの相談を受け、訪問支援や専門機関への紹介等を行う機能を持つひきこもり施策情報のプラットフォームの構築を検討します。

また、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の場を検討し、支援の質の向上を図ります。

3 基本目標

地域福祉の活動に 積極的に関わる担い手づくり

○○○ 多様な主体の参加促進 ○○○

施策

1 福祉教育の推進

多様性を認めあいながらも共に生きる意識を持ち、思いやりや助け合い、支え合いの心が育まれるよう、学校における福祉教育のほか、地域の中で、誰もが、様々な場・機会を通じて、福祉について学ぶことのできる地域づくりを推進します。

施策

2 地域福祉を担う人材の確保・育成

様々な組織や団体の地域活動を支援するとともに、すべての地域住民が地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりやリーダーの育成に努めます。

また、地域福祉の重要な役割を担う民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組み、民生児童委員協議会の運営を支援します。

施策

3 専門人材の確保・育成

国内人材はもちろん、外国人介護人材も含め、福祉分野における人材確保に向けた総合的な取組の推進や、受入体制について検討します。また、専門人材の援助技術等の資質向上を図る研修や、勉強会の開催を支援します。

施策

4 福祉事業所の体制強化

地域住民の多様化・複雑化した課題に対応するため、各種事業所の増加に向けた取組のほか、事業所職員の人材確保・育成に協力し、各事業所が支援の必要な人を確実に支えることができるような体制を整備します。

施策

5 生涯学習の推進

地域住民の生涯学習における学習ニーズを把握しながら、カリキュラムを研究し、多様なプログラムの提供を図ります。

また、それらを広く地域住民へ周知するとともに、地域住民それぞれのライフステージに応じた生涯学習等の機会を提供します。



4

基本目標

地域福祉の推進に向けた仕組みづくり

○○○ 地域共生社会の基盤整備 ○○○

施策

1 包括的な相談支援体制の整備

福祉総合相談センターを福祉に関する総合的な相談窓口として位置づけ、各分野の相談窓口(センター)に対する助言、支援を行います。その上で、地域の関係団体や専門職種等と連携し、地域住民の抱える課題が深刻化する前に相談や支援につなげるため、地域住民の身近な地域における包括的な相談支援体制を構築、整備します。

また、地域福祉の取組をより一層進めるため、コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置について検討します。



施策

2 多機関協働の促進

複雑多様化するニーズに対応するため、多機関が協働で支援するためのチームの編成・位置づけを検討します。支援チームの具体的な協議の場としては、介護保険制度における地域ケア会議などの既存の会議や協議体の機会を活用し、多職種連携を推進します。また、これらの取組については、協働の中核の役割を担う機関を明確化した上で実行します。

施策

3 地域における活動場所の提供

公共施設や民間施設を有効活用し、地域住民やボランティア団体など地域福祉の担い手が集まって活動することができる場所を提供します。また、それらの施設を地域住民が気軽に利用できるような仕組みをつくります。

施策

4 成年後見支援・日常生活自立支援の充実(成年後見制度利用促進計画)

成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠であることから、成年後見制度利用促進法において市町村の講ずる措置等が規定されており、本市では成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「地域福祉計画」においてその方向性を示します。

地域住民へ成年後見制度について周知を図るとともに、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安がある人で、金銭管理、成年後見など権利擁護支援が必要な人を把握し、早期の段階から相談や支援が行える体制を整備します。

また、支援の担い手として親族後見人も含めた活動の支援や市民後見人の育成などの取組を検討していきます。

さらに、福祉総合相談センターと成年後見支援センターを本市の成年後見支援ネットワークにおける中核機関として位置づけ、権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築、整備します。

5 再犯防止に向けた取組(再犯防止計画)



「再犯防止推進法」や国の再犯防止推進計画の趣旨を踏まえ、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含めて、すべての地域住民が安全で安心して暮らせる社会の実現をめざすため、「地域福祉計画」において再犯防止推進施策の方向性を示します。

高齢者または障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人及び非行のある少年に対し、必要な保健医療、福祉サービス、就学その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ地域での生活を可能とするための方策や体制整備の検討を進めます。



あったかプランみよし 第4期みよし市地域福祉計画

発行日／令和3年3月

発行元／愛知県みよし市

編集／福祉部 福祉課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

TEL 0561-32-2111(代) FAX 0561-34-3388

URL <http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/>